

○岡山市交通遺児激励基金条例

昭和49年3月27日

市条例第33号

(設置の目的)

第1条 交通遺児の健全な育成と福祉の増進を図るため交通遺児激励金の支給に必要な費用の財源を確保するため、岡山市交通遺児激励基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、交通遺児への寄付金その他の収入金とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の当該歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、交通遺児激励金の支給に要する財源にあてる場合に限り処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年市条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。